

情報係の活動は7年目に入りました。情報係の役割は“地域に根ざした教室作りを目指した取り組み”に役立つと思われる情報の提供です。今号では、障害者制度改革にかかわる最近の動向と関係する図書の紹介を掲載しました。

### 「障害者自立支援法一部改正案」が国会に上程 —— 衆院で審議中

2009年12月に設置された「障がい者制度改革推進会議」は、制度改革の基本的な方向を検討してきました。それは、昨年8月の障害者基本法改正にも大きな影響を与えてきました。

同推進会議のもとに設置された「総合福祉部会」では、18回の会議ののち昨年8月末に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」をまとめ、同推進会議の第35回会合にて政府に提出されました。その後、厚生労働省で新法案が作成されましたが、上記の「骨格提言」と落差があり賛成できないという意見が同推進会議の中では多く、政府・民主党内でも検討されてきました。3月12日に同推進会議の第38回会合が開催されて法案について説明がありましたが、不十分という意見もありました。

3月13日の閣議決定後、即日国会に上程された「障害者自立支援法一部改正案（正式名：地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案）」の概要から一部を紹介します。

1. 題名：「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。
2. 基本理念：法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念に新たに掲げる。
3. 障害者の範囲：「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。（児童福祉法における障害児の範囲も同様に対応。）
4. 障害者に対する支援：
  - ①重度訪問介護の対象拡大（「重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるもの」とする）
  - ②共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
  - ③地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、手話通訳者等を養成する事業等）
5. サービス基盤の計画的整備（略）
6. 検討規定（障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討）
  - ①常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
  - ②障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方
  - ③意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

## 改正児童福祉法が施行

2010年12月に公布された改正児童福祉法（改正障害者自立支援法）の一部が4月1日から施行されました。2010.12.16発行の「NEWS No.6」から引用します。

### ◎相談支援の充実（施行期日：平成24年4月1日施行）

○相談支援体制の強化→→→地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）を市町村に設置。自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。

※自立支援協議会の施行期日は、平成24年4月1日までの政令で定める日から施行。

○支給決定プロセスの見直し等→→→支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大。

### ◎障害児支援の強化（施行期日：平成24年4月1日施行）

○児童福祉法を基本とした身近な支援の充実→→→重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等にわかれている現行の障害児施設（通所・入所）について一元化。在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていることも踏まえ、通所サービスについては市町村を実施主体とする（入所施設の実施主体は引き続き都道府県）。

○放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設→→→学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス」を創設（20歳に達するまで利用できるように特例を設ける）。

保育所等を訪問し、専門的な支援を行うため、「保育所等訪問支援」を創設。

○在園期間の延長措置の見直し→→→18歳以上の障害児施設入所者については障害者施策（障害者自立支援法）で対応するよう見直し。

## 関係する図書の紹介

### どの子どもこぼれ落とさない授業づくり45

著者：佐藤 暁

2012年1月16日発行／岩崎学術出版社／価格 1680円(税込)／ISBN978-4-7533-1038-8

中標津大会でご講演いただいた佐藤暁先生（岡山大学教授）の著書です。「まえがき」から一部を引用します。

どのような授業をしたら、こぼれ落ちる子どもをつくらず、すべての子どもに質の高い学びをもたらすことができるのでしょうか。また、そのような授業が提供できる学校づくりを、どう進めていったらいいのでしょうか。こうした問いに対して、本書では、具体的な実践をもとにお答えしようと思います。

（略）第1章と第2章は、「子どもの活動」がテーマです。子ども自身に活動をさせなければ、力はつきません。子どもが学びひたれるような活動をいかに仕組めるか、それが教師の腕の見せ所です。（略）

第3章では、「困り感」を抱く子どもを支える手立てが紹介されています。子どもが困っていても気

#### 【目次】から

序章 「授業・学校づくり」のラフ・スケッチと若干の理論的下敷き

第1章 「学習課題」を設定する

第2章 「学び合いのプラン」を考える

第3章 通常の学級における特別支援教育

第4章 特別支援学級の学級経営と授業づくり

第5章 授業・学校づくり

おわりに インクルーシブ教育への道

づいてもらえないまま、予定された授業だけが淡々と進んでいく光景は、見ていてとても悲しくなります。「授業の中で困っている子どもは、授業の中で救う」、それが私たちのコンセプトです。（略）

第5章と終章では、研究協議会の改善を核にした授業・学校づくりの実践を取り上げるとともに、インクルーシブ教育に向けた展望を示しました。

（略）

# NEWS

No.2 2012. 5. 29 組織部情報係

今号では、3月に発行された「改訂第2版 通級による指導の手引 解説とQ&A」の内容を紹介いたします。また、関係する図書を紹介します。

## 「改訂第2版 通級による指導の手引 解説とQ&A」が発行される

通級による指導が制度化された平成5年に「通級による指導の手引 解説とQ&A」が発行されました。平成18年に通級による指導の対象が拡大され、指導時間等が弾力化されました。それを受けて平成19年1月には「改訂版 通級による指導の手引 解説とQ&A」が発行されました。

平成19年4月に「特別支援教育の推進について(19文科初第125号)」が出され、同月から改正学校教育法等が施行されました。平成20年3月には小学校・中学校学習指導要領が告示され、平成21年3月には特別支援学校の新しい学習指導要領等が告示されました。今回の「通級による指導の手引」の改訂は、このような制度改正及び状況変化（通級による指導の対象者が年々増加するなど）を踏まえて行われたとされています。活用のしがいのある便利な一冊です。

### 改訂第2版 通級による指導の手引 解説とQ&A

文部科学省 編著

平成24年3月26日発行／佐伯印刷株式会社／定価 1400円(税別)／ISBN978-4-905428-14-5

本書を平成19年1月発行の「改訂版 通級による指導の手引」と比較してみました。下の表にあるように、章だてに変更はありませんが総頁数は147頁から175頁に増えています。第2章の「Q&A」は頁数の変化はわずかですが、第1章と第3章は10頁以上増えています。それは、制度改正にかかる経緯の説明や新たな法律・通知等が掲載されているからです。

第1章 「通級による指導」の趣旨・経緯と制度的位置付け	38頁 ⇒ 52頁
第2章 「通級による指導」Q&A	68頁 ⇒ 70頁
第3章 参考資料	41頁 ⇒ 53頁

第2章「Q&A」の内容を比較してみました。Q&Aが73項目という総数は変わらず、下記のものを除いて「Q」の内容にも大きな変更はありません。

※旧版の Q69 通級による指導において、「通級による指導の記録」はどの程度作成すればよいでしょうか…。 がなくなり、新たに Q 対象とする障害種の児童生徒の在籍者が少ない場合、通級による指導を効果的に行う方法にはどのようなものがありますか。 がQ68として加わり、旧版Q68が新版のQ69になっています。

「A」の内容にも大きな変更はありませんが、制度改正等を踏まえて一部に変更や追加があり、「指導内容・方法」や「教室環境の整備」などの内容は見直しされて一部修正されています。

例えば、旧版「障害の改善・克服に必要な特別の指導」という表現は、新版「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導」となり、旧版「就学指導委員会」という表現は、新版「就学に関し市町村の設置する委員会」となる、等々があります。

また、「A」に新たに加わった内容としては、Q43 特別支援学校に「通級指導教室」を置くことは可能ですか。また、その場合、教員の加配はありますか。 について「平成22年度以前は、聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校に加配が限定されていたところですが、平成23年度からは全ての特別支援学校に加配対象が拡大されました。」とあります。

Q62 通級による指導を行う教員に、特別支援学校の教員が指導・助言を行うことは差し支えないでしょうか。 について、改正学校教育法や改訂された学習指導要領を根拠に「小・中学校には、特別支援学校の助言又は援助を活用することを、特別支援学校には小・中学校の児童生徒や教師を支援することが求められているのです。」とあります。

Q70 通級による指導を受けている児童生徒の指導要録には、どのような内容を記述すればよいのでしょうか。 について、「なお、上記に加えて『通級による指導の対象となっていない児童生徒で、教育上特別な支援を必要とする場合については、必要に応じ、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を記入する』とされています。」とあります。なお、削除された旧版のQ69への「A」に相当する内容は、このQ70の「A」の中に含まれています。

## 関係する図書の紹介

### 「こころ」はどこで育つのか 発達障害を考える

著者：滝川一廣 聞き手・編：佐藤幹夫

2012年4月21日発行／洋泉社／定価 980円(税別)／ISBN978-4-86248-924-1

平成16年の札幌大会でご講演いただいた滝川一廣先生（学習院大学教授）の著書です。「まえがき」から一部引用して紹介します。

（略）何ごとともそうだが、たとえば「発達障害」なら「発達障害」を深く理解するには、「発達障害」ばかり詳しく調べてもだめで、その周辺やそれ以外の事象へ視野を広げて、全体的なパースペクティブから眺める必要がある。

#### 【目次】から

- 第1章 依存と発達
- 第2章 「親」であることの意味と責任
- 第3章 「こころ」はどこで育つのか
- 第4章 「性」の発達をどう考えるか
- 第5章 育つことと育てられること
- 終章 3・11を体験して

それによって初めていろいろみえてくる。この世の事象には、孤立的に単独で生じるものは一つなく、どんな事象も必ずほかの諸事象とのつながりから生起するものだからである。この本では、一つは社会という空間的なつながりのなかで、もう一つは発達の道筋という時間的なつながりのなかで、「発達障害」をはじめ、子どもたちの「こころ」が育まれてゆく姿をとらえることを試みた。（略）

### そだちの科学 No.18 特集 発達障害の早期発見・早期療育

2012年 4月20日発行／日本評論社／定価；本体1429円＋税／ISBN978-4-535-90718-8

目次の一部を引用して紹介します。

「Ⅰ 発達障害の早期発見・早期療育－わが国の現状」では、「発達障害の早期発見・早期療育システム（本田秀夫）」「発達障害の早期発見・早期療育（田中康雄）」「自閉症スペクトラム障害の早期介入と環境調整（山下洋）」「発達障害の早期診断と早期療育に潜む陥穽（小林隆児）」などがあります。

「Ⅱ 早期発見・早期療育の現場から」では、「地域児童精神科の実情（大嶋正浩）」「早期発見と早期療育（牧真吉）」があります。

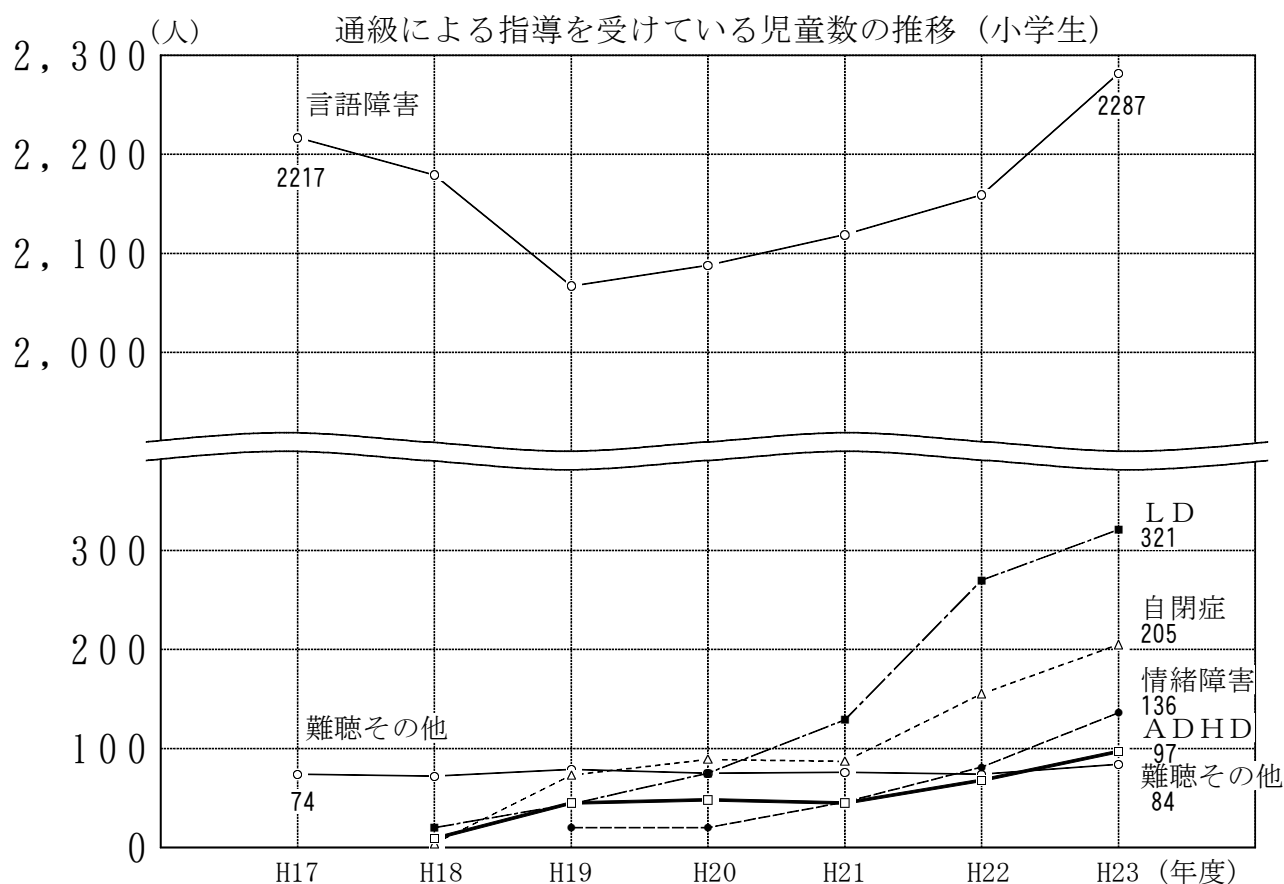
「第2小特集・東日本大震災とそだち」では、「東日本大震災とそだち－福島への支援（杉山登志郎・辻井正次）」「震災と子どものそだち（福地成）」「戦災・震災とそだち（待鳥浩司）」があります。

文科省が毎年行っている「通級による指導実施状況調査」をもとに、北海道内で通級による指導を受けている児童生徒数の推移をまとめました。今号では、その結果を掲載します。また、関係する資料・図書を紹介します。

### 文科省調査から……北海道の通級児童生徒数の推移

毎年5月1日現在で国が調査するものの中に、通級による指導にかかわる項目があります。そのうち、通級による指導を受けている児童生徒数の都道府県別データから、北海道の分を取り出して7年間の状況をまとめました。通級による指導の対象が平成18年度から拡大されて以降の障害区分毎の推移を見ることができます。

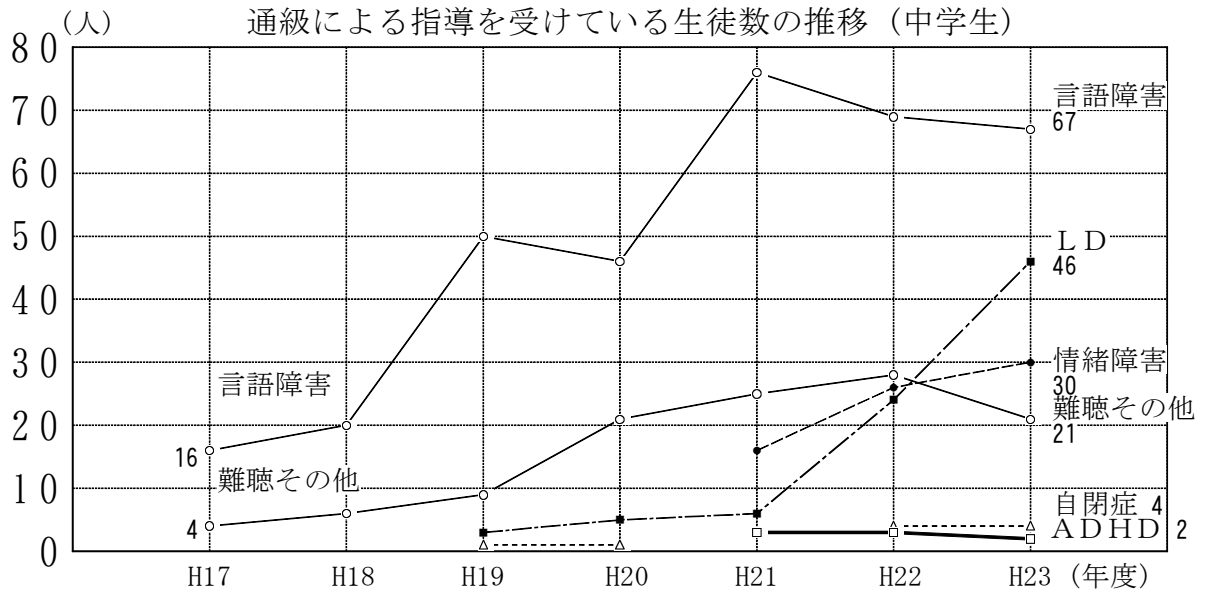
道言協が毎年行っている実態調査とは調査対象や障害区分の仕方が異なるので、結果も異なっています。お手元の「2011年度 北海道における言語障害児教育の実態」5頁の小学生の定期指導数の推移のグラフと比較してみたいはいかがでしょうか。また平成22年度の通級児の増加には、通級指導担当教員の加配状況も影響しているはずですが、15頁の教員加配の経過のグラフもご覧ください。



「言語障害・難聴その他」の区分が占める割合は、通級による指導を受けている小学生全体が増加しているため、平成17年度の100%から平成23年度には75%に低下しています。しかし、上記のグラフの通り、その実数は増加または横ばいとなっています。

通級による指導を受けている中学生の推移は、裏面のグラフの通りです。

「言語障害・難聴その他」の区分の数は平成17年度は合わせて20人でした。平成23年度には88人に増加しています。中学生全体では平成23年度に170人です。「言語障害・難聴その他」の区分が占める割合は平成17年度の100%から平成23年度には52%に低下しています。しかし、小学生の場合と同様、その実数は増加または横ばいとなっています。



## 関係する資料・図書の紹介

**軽度・中等度難聴児の指導支援のためにー軽度・中等度難聴児をはじめ担当される先生へ**  
 特教研B-270 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 平成24年3月

国総研の専門研究Bとして平成22年度ー23年度に行われた「軽度・中等度難聴児に対する指導と支援の在り方に関する研究」の研究成果物として作成された啓発資料です。下記のアドレスからダウンロードできます。 <http://www.nise.go.jp/cms/resources/content/126/b-270.pdf>

また、札幌市のきこえの教室担当者が、軽度難聴や片耳難聴のある子どもへの理解と支援のために編集・作成した啓発資料が全難言協のホームページからダウンロードできます。まだお持ちでない方は右のアドレスからどうぞ。 <http://nangen.jp/sapporokikoe.pdf>

**こころの科学 No.163 特別企画 特別支援教育はいま …田中康雄 編**

2012年 5月 1日発行／日本評論社／定価；本体1143円＋税／ISBN978-4-535-14063-9

目次の一部を引用して紹介します。

「特別支援教育のいまー教育と医学の役割を考える（田中康雄）」  
 「これからの特別支援教育に期待すること（石塚謙二）」  
 「教育の『本質』からみた特別支援教育（笹野一徳）」  
 「特別支援教育からみた保育教育（中村みゆき）」  
 「就学相談への想い（佐々木浩治）」  
 「小学校の現場から、今思うこと（吉藤さゆり）」  
 「中学校での取り組みとは（月森久江）」  
 「知能検査の結果はどう活かされるべきか（室橋春光）」  
 「特別支援教育の現在とスクールカウンセラーの役割（安達潤）」  
 「生きることと教育ーバランス感覚と知足（村瀬嘉代子）」

今号では、7月23日に中央教育審議会初等中等教育分科会が出した報告と、8月に国総研のホームページに掲載された研究成果報告書を紹介します。いずれもHPからダウンロードできます。

## 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

障害者の権利に関する条約の批准に向けた国内法の整備等、障害者に係る制度改革が進むなか、平成22年6月29日の閣議決定で教育分野については以下の2点が示され、7月12日に文部科学省から中教審初等中等教育分科会に審議要請が出されました。

- 障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるといふ障害者権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、平成22年度内に障害者基本法の改正にも関わる制度改革の基本的方向性についての結論を得るべく検討を行う。
- 手話・点字等による教育、発達障害、知的障害等の子どもの特性に応じた教育を実現するため、手話に通じたろう者を含む教員や点字に通じた視覚障害者を含む教員等の確保や、教員の専門性向上のための具体的方策についての結論を得る。

初等中等教育分科会のもとに特別支援教育の在り方に関する特別委員会が設置され、平成22年12月に同委員会の「論点整理」が出され、意見公募がされました。平成23年5月より同委員会に「合理的配慮等環境整備ワーキンググループ」が設置され、平成24年2月に同グループとしての報告がまとめられました。これらを踏まえて、7月23日、第81回中央教育審議会に初等中等教育分科会から上記の報告が出されました。報告の目次は以下の通りです。

はじめに

1. 共生社会の形成に向けて
2. 就学相談・就学先決定の在り方について
3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備
4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

## 国立特別支援教育総合研究所の研究成果報告書から

平成23年度終了分の研究成果報告書がホームページに掲載されました。その中から下記のものをご紹介します。ぜひご覧いただき、ご活用ください。

特教研B-273 専門研究B 軽度・中等度難聴児に対する指導と支援の在り方に関する研究成果報告書の「第5章 総合考察」から引用します。

「(略)軽度・中等度難聴という障害は、「見過ごされやすい障害」であり、個別の教育的支援が必要である。このため、今後は、当事者にあっては、発達段階に応じた自己意識の適切な発達を支援する教育内容を検討すること。そのためには聴覚障害者情報提供施設からの情報を参考にしたり、卒業生等の成人軽度・中等度難聴者の抱える課題からのフィードバックを得ることが大切である。また、「障害認識・自己認識」といわれる支援プログラムに関する情報を収集し、実際の指導に活用することが重要である。

軽度・中等度難聴児は、通常の学級に在籍する機会が多いことから、彼らの能力を最大限伸ばさせるためにも、通常の小中学校への恒常的な理解啓発が必要である。このため聾学校においては、聴覚活用の多様性（きこえとニーズ）に対応した専門家を配し、難聴教育の要として、その役割を果たすことが求められる。

次に、保護者支援であるが、障害の軽重に係らず、障害の前に保護者は無力になる場合が多い傾向にある。このため、保護者に対しては、当事者同様に、切れ目のない継続した支援が求められる。保護者支援は家族も取り込み、医療、福祉、教育の関係者の連携が欠かせない。

さらに、聴覚障害教育関係者は、聴覚障害という障害の多様性や教育の可能性について、理解啓発を含む教育活動全体を通して、社会に広く理解されるように努めることが重要である。（略）」

#### 特教研B-274 専門研究B 言語障害のある子どもの通常学級における障害特性に応じた 指導・支援の内容・方法に関する研究 —通常の学級と通級指導教室の連携を通して—

研究成果報告書の「はじめに」から引用します。

「（略）本研究では（略）通級指導教室等における個々へのアプローチ以外にも、通常の学級と通級指導教室の連携を通して、言語障害のある子どもの通常の学級での学習や生活に資する取組を検討・整理した。（略）第1章で本研究の背景や目的等、全体的な枠組みを示し、第2章では文献研究や調査等から、通常の学級と通級指導教室の連携の実態や、通常の学級における言語障害のある子どもの困難さ、通常の学級における配慮等について検討・整理した。第3章では言語障害のある子どもの通常の学級における困難さの軽減のために、通常の学級と通級指導教室の連携を通して行ったいくつかの取組について報告・検討した。第4章では本研究において収集した資料・知見から、通常の学級と通級指導教室の連携を進めていく上での要件を議論した。第5章では本研究から得られた知見を総合的に考察、整理した。巻末には、資料として、本研究に参画した研究研修員及び本研究の研究パートナーの取組の一部を掲載した。（略）」

#### 特教研B-277 専門研究B 発達障害と情緒障害の関連と教育的支援に関する研究 —二次障害の予防的対応を考えるために—

研究成果報告書の「はじめに」から引用します。

「（略）発達障害のある子どもが本来抱えている様々な障害特性を一次障害と捉えると、環境やかかわりに起因する適応困難の状態は二次障害と捉えられる。特に学校現場では、発達障害のある子どもはアンバランスさに気づかれにくく、行動問題や不登校等の二次障害が起きてしまった後で、対症療法的な対応がされがちである。二次障害は、子どもが安心して生活することができる環境へと改善を図ることで、比較的短時間で改善する可能性もある。自己肯定感や自尊感情が高まる支援を工夫するとともに、二次障害を生起させないような予防的対応を常に意識しておくことが重要である。

本報告書は、発達障害の二次障害についての現状と課題を把握することから、その予防的対応について考察することを目的とした研究についてまとめたものである。本研究における二次障害を予防する視点、さらに状態を悪化させないための視点が、少しでも現場の対応への参考になれば幸いである。」

#### 特教研C-90 専門研究B（重点推進研究）発達障害のある子どもへの学校教育における 支援の在り方に関する実際研究 —幼児教育から後期中等教育への支援の連続性—

研究成果報告書の「はじめに」から引用します。

「（略）通常の学級における発達障害のある子どもへの支援にあたっては、特性に応じた個別的な指導と、学習環境にも配慮した集団における指導の両面から支援の在り方を検討する必要がある。学習指導、生徒指導も視野に入れた、具体的な指導法、支援体制に関するより実際的な研究が求められ、教員の専門性（発達障害に関する指導力）をどう高めていくかも課題となる。

本報告書は、個への支援と集団における支援の両側面から、子どもの実態に応じたわかりやすい授業づくりをすすめる支援ツール（学級サポートプラン）の有効性の検証と、支援の連続性という視点から、幼稚園から高等学校にいたるライフステージに応じた支援の在り方について検討し、まとめたものである。（略）」



今号では、文部科学省のホームページから来年度の文部科学省概算要求の内容の一部と、新たな教職員定数改善計画案の一部を紹介します。

## 文科省の平成25(2013)年度予算 概算要求から

### ◎少人数学級の推進など計画的な教職員定数の改善

12年ぶりの策定を目指す「新たな教職員定数改善計画（H25～H29 改善総数27,800人）の初年度分」として、5500人の定数改善増を計上。

▼教職員定数の改善 5500人 119億円

#### ○35人以下学級の推進など学級規模の適正化 3900人

- ・36人以上学級の解消、複式学級の解消・改善に必要な加配
- ・地方の実情に即した対応のため、各都道府県の判断で、対象学年を選択しつつ、平成29年度までに35人以下学級を全国的に実現。例えば、中1の35人以下学級を先行実施することも可能。
- ・既存の少人数学級のための加配（9100人）に上乗せする形で措置。
- ・市町村教育委員会や学校の判断により、当該定数を少人数指導やチーム・ティーチング等に活用することも可能とする。

#### ○個別の教育課題に対応した教職員配置の実現 1700人

##### ①いじめ問題への対応など学校運営の改善充実：400人

- ・いじめ等の問題に対応するため、特別な指導に取り組む学校の支援に必要な加配定数を措置
- ・主幹教諭の配置促進及び養護教諭・栄養教諭の配置による先導的取組を行う学校に加配定数を措置

##### ②学力・学習意欲向上支援～教育格差解消のための学習支援～：300人

- ・全国学力・学習状況調査や自治体が独自に実施する学力調査等の結果を踏まえ、家庭環境等の要因により学力定着等が困難な児童生徒を対象に、補充学習や習熟度別少人数指導等、学力・学習意欲向上のための取組を行う学校に加配定数を措置

##### ③インクルーシブ教育システム構築に向けた通級指導など特別支援教育の充実：600人

- ・近年の通級指導対象児童生徒数の増加状況に対応
- ・特別支援学校のセンター的機能強化に対応

##### ④小学校における専科教育の充実：100人

- ・兼務発令された中学校教員による理科、英語、芸術系教科等の専科指導や専科教員・学級担任が連携した少人数指導等による高度な指導についての先導的取組を行う学校に加配定数を措置

##### ⑤外国人児童生徒等への日本語指導：100人

- ・近年の日本語指導対象の外国人児童生徒等の増加状況に対応

##### ⑥学校・地域連携等の取組への支援：100人

- ・コミュニティスクール等地域連携強化（事務職員）やICT教育の推進等先導的取組を行う学校に加配定数を措置

##### ⑦教員の資質能力向上に対する支援：100人

- ・教職大学院への教員派遣推進等のため、既存の研修等定数の見直しを図りつつ配置を適正化

※上記のほか、既存の研修等定数▲100人を合理化減

## ◎インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の充実等

改正障害者基本法の趣旨等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、早期からの教育相談・支援体制の構築、合理的配慮の充実、教職員定数や施設整備等の基礎的環境整備の充実等により、特別支援教育を推進する。

### ▼インクルーシブ教育システム構築事業 10.5億円（新規）

- 早期からの教育相談・支援体制の構築 18地域
- インクルーシブ教育システム構築モデルスクール（幼・小・中・高） 48校
  - ・幼・小・中・高におけるインクルーシブ教育システム（通級による指導等の活用を含む）の実現に向けた合理的配慮の調査研究を実施
- インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習の活用） 24地域
- インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター【地域の教育資源の組み合わせ】の活用） 6地域
  - ・インクルーシブ教育システムを域内（市町村又は複数の市町村）の教育資源（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）を活用する形で追求する。
- 外部人材を加えたセンター的機能の強化 都道府県・指定都市 12地域
- 地域ごとの特別支援学校ネットワーク構築 18地域
- 就学奨励費の通常の学級への支給対象拡大 2767人
- 医療的ケアのための看護師の配置 329校
- インクルーシブ教育システム構築データベース構築（国立特別支援教育総合研究所）
- 「合理的配慮」普及啓発セミナーの開催（文部科学省・6ブロックで実施）

### ▼発達障害に関する教職員の専門性向上事業 10.6百万円（新規）

- 発達障害理解推進拠点事業 18地域
- 発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業 6大学

## 子どもと正面から向き合うための新たな教職員定数改善計画案

学校が抱える様々な課題を解消し、きめ細やかで質の高い世界最高水準の教育を実現するため、教員が子どもと正面から向き合うことができるよう、少人数学級の更なる推進と個別の教育課題に対応した継続的な教職員定数改善が必要不可欠。

各都道府県教育委員会に対し、教職員定数についての将来にわたる予見可能性を持たせ、計画的・安定的な教員採用・配置を可能とするためには、国による計画的な教職員定数改善が必要。

※平成18年度以降、国による計画的な定数改善が行われておらず、非正規教員の増加（この5年間で13.2%→16%）を招く要因の一つになっており、国が定数改善計画を明示することにより、非正規教員の増加を抑制。

### ▼内容 改善総数（H25～H29年度） 27,800人

- ・通級指導の充実や特別支援学校のセンター的機能強化：2,900人

### ▼財源措置 所要総額 601億円

今後5年間の児童生徒数の減少による教職員定数の減（自然減）や教職員の若返りによる給与費の減等を活用し、可能な限り追加的な財政負担を伴わないよう実施。

- ・教職員定数の自然減 ▲420億円（▲19,100人）
- ・教職員の若返りによる給与減 ▲169億円（人数換算で▲9,000人）

ただし、60歳定年後の再任用義務化の導入によっては、相当の変動が見込まれる。

今号では、文科省が12月5日に公表した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」の結果を紹介します。

## 「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」

昨年12月に設置された「『通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査』協力者会議」は、昨年12月21日に第1回会合を開いて調査内容や実施方法を検討しました。調査は、今年の2月から3月にかけて実施されました。10月18日と11月8日に協力者会議の会合が開かれ、12月5日に文科省ホームページに上記の資料が掲載されました。ホームページで全文をご覧ください。ここでは、上記資料の「3. 『I. 児童生徒の困難の状況』の調査結果」の表の一部及び「5. 協力者会議における本調査結果に対する考察」から一部を引用して紹介します。

(略) 今回の調査は、平成14年に行われた「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」と同様の内容で調査するとともに、その受けている支援の状況を調査し、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を明らかにすることにより、今後の施策の在り方や教育の在り方を検討しようとするものである。

調査については、平成14年に行った調査は5地域を対象としていたのに対し、全国的な状況(岩手県、宮城県及び福島県を除く)をより明確に反映したことに意義がある。

さらに、平成14年に行った調査内容を「I. 児童生徒の困難の状況」とし、IIとして、「児童生徒の受けている支援の状況」を追加した。これは、特別支援教育が本格的に開始されてから5年が経過し、その実施状況を把握することを目的としたものである。(略)

### (1) 「I. 児童生徒の困難の状況」について

今回の調査は、平成14年に行った調査とは対象地域、学校や児童生徒の抽出方法が異なることから、両調査について、「増えた」、「減った」という単純な比較をすることはできないことに留意する必要がある。(略)

表4において、学習面については、「読む」又は「書く」に著しい困難を示すとされた児童生徒の割合と「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示すとされた児童生徒の割合が同程度であるが、それらに比べて、「聞く」又は「話す」に著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は少なかった。

表4 質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面、行動面の各領域で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合

	推定値 (95%信頼区間)
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	1. 7% (1.5%~1.8%)
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	2. 4% (2.3%~2.6%)
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	2. 3% (2.1%~2.5%)
「不注意」の問題を著しく示す	2. 7% (2.5%~2.9%)
「多動性-衝動性」の問題を著しく示す	1. 4% (1.2%~1.5%)
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1. 1% (1.0%~1.3%)

また、行動面（不注意、多動性－衝動性）については、「不注意」の問題を著しく示すとされた児童生徒の割合の方が「多動性－衝動性」の問題を著しく示すとされた児童生徒の割合よりも多かった。

表6について、小学校、中学校それぞれ学年が上がるにつれて、学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は小さくなる傾向にある。また、行動面（対人関係やこだわり等）、行動面（不注意、多動性－衝動性）、学習面の順に、その傾向が顕著になるが、それぞれ小さくなることの要因については、今後の調査研究に委ねる必要があると考える。

特に、学年が上がるにつれて著しい困難を示すとされた児童生徒の割合が小さくなる傾向が学習面において最も顕著であることについては、使用している調査項目が学習面の困難についての本質的な困難を調べることを主眼とし、小学校3、4年生までに表面化する困難を強く意識して作成されたため、学年が上がるにつれ、該当する行動が観察されなくなってきたと考えられる。学年進行とともに学習面の困難自体が解消していくことを示してはいないことに留意する必要がある。（略）

表2 質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合

	推定値 (95%信頼区間)
A：学習面で著しい困難を示す	4.5% (4.2%~4.7%)
B：「不注意」又は「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	3.1% (2.9%~3.3%)
C：「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1% (1.0%~1.3%)

表6 質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の学校種、学年別集計

	推定値 (95%信頼区間)			
	学習面又は行動面で 著しい困難を示す	A	B	C
小学校	7.7% (7.3%~8.1%)	5.7% (5.3%~6.0%)	3.5% (3.2%~3.7%)	1.3% (1.1%~1.4%)
第1学年	9.8% (8.7%~10.9%)	7.3% (6.5%~8.3%)	4.5% (3.9%~5.3%)	1.5% (1.1%~1.9%)
第2学年	8.2% (7.3%~9.2%)	6.3% (5.6%~7.1%)	3.8% (3.2%~4.5%)	1.5% (1.1%~2.0%)
第3学年	7.5% (6.6%~8.4%)	5.5% (4.8%~6.3%)	3.3% (2.8%~3.9%)	1.0% (0.7%~1.3%)
第4学年	7.8% (6.9%~8.8%)	5.8% (5.0%~6.6%)	3.5% (2.9%~4.2%)	1.2% (0.9%~1.7%)
第5学年	6.7% (5.9%~7.7%)	4.9% (4.2%~5.7%)	3.1% (2.6%~3.7%)	1.1% (0.9%~1.5%)
第6学年	6.3% (5.6%~7.2%)	4.4% (3.8%~5.1%)	2.7% (2.2%~3.3%)	1.3% (1.0%~1.7%)
中学校	4.0% (3.7%~4.5%)	2.0% (1.7%~2.3%)	2.5% (2.2%~2.8%)	0.9% (0.7%~1.1%)
第1学年	4.8% (4.1%~5.7%)	2.7% (2.2%~3.3%)	2.9% (2.4%~3.6%)	0.8% (0.6%~1.2%)
第2学年	4.1% (3.5%~4.8%)	1.9% (1.5%~2.3%)	2.7% (2.2%~3.3%)	1.0% (0.7%~1.3%)
第3学年	3.2% (2.7%~3.8%)	1.4% (1.1%~1.9%)	1.8% (1.4%~2.3%)	0.9% (0.6%~1.3%)